

平成 23 年 1 月 21 日

第 5 回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 1 月 12 日（水）午後 7：00～9：05

場 所： 保健福祉センター 2 階 大会議室

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 45 名、オブザーバー（西方町）4 名
事務局：高橋総務課長他 8 名

議事要旨

○ 委員長

- ・ はじめに 5 分ほど会議の進め方について意見をもらいたい。
- ・ その後、（前回に引き続きワークシート 1 について）8 時まで各班で検討し、班ごとの発表後、最後にもう一度進行について意見をもらいたい。

○ 委員

- ・ 会議の最初に配布した資料の確認をしてもらいたい。また、資料にページ数を記入し、発言するときはどの資料の何ページ目かをはっきりとさせて発表してもらいたい。
- ・ 長い話は最後に結論を要約してもらいたい。

○ 委員長

- ・ 1 点目はこれから資料が増えてくるので、会議の前に資料を確認し、どの資料について議論しているか確認してほしいということだった。
- ・ もう 1 点は発言を簡潔に要約してほしいということ。
- ・ 会議では結論を先に言うと、お互い聞き取りやすいし、取りまとめしやすい。

○ 委員

- ・ ポストイットと模造紙があるほうがまとめやすいので、必ず用意してほしい。

○ 委員長

- ・ 班の意見の取りまとめに苦労している班長がいると思うので、2 点お願いしたい。
- ・ 1 点目は相手がまとめやすいように、なるべく簡潔に自分の意見を発表するよう心がけてもらいたい。

- ・ もう1点は班長に対してだが、現状では意見の集約にこだわらなくてよい。いろいろな意見が出てきた場合は両論併記でかまわない。
- ・ 全体として、会議の進め方には大きく2つの段階がある。ひととおり条文について議論をした後、第2段階として出てきた意見を基に事務局でたたき台を作成する。その上で事務局が集約しきれなかった点について論点を示し、議論してもらう。
- ・ 現状ではさほど取りまとめに気を配らなくてよいので、気楽に構えてもらいたい。
- ・ 取りまとめる場合は委員の生の意見のキーワードを大切にしてもらいたい。自分で近い言葉に言い換えたりせず、その委員が使った言葉を尊重してキーワードはなるべく残す形でまとめてもらいたい。
- ・ 要望として、この会議の場は自分の意見をいう場ではなく、相手の意見を聞く場だと思ってもらいたい。
- ・ それぞれが思いのたけを延々と語っているが、他の人の意見をきちんと聞いているのか怪しい気がする。
- ・ 他の人の意見を尊重できることがまちづくりの基本である。
- ・ 旧栃木市は協働のまちづくりを進めてきたが、協働の基本原則はお互いを尊重し、対等な関係で協力するということ。相手を尊重せずに協働のまちづくりなどできない。
- ・ 会議を振り返ると、自分とは違う意見もある。いろいろな意見があることがすばらしいのであって、自分の意見を押し付けることが良いわけではない。
- ・ 相手の意見を鵜呑みにすることもよくないが、自分とは違った考えも尊重できるまちを目指すべきだし、この市民会議自体もそういった会議の場を目指すべき。
- ・ 相手の意見を尊重する姿勢で会議に臨んでもらいたい。
- ・ 議論も必要だが、あまりお互いに萎縮しないような会議の場を盛り上げていこうと思っている。

(1) グループ討議 議題：条例骨子の検討

(前文、目的、この条例の位置づけ、用語の定義、基本理念・基本原則)

○ 委員長

- ・ 前回の議事要旨に目を通して、前回の会議の内容を思い出して議論してほしい。
- ・ 今回は基本理念・基本原則に何を掲げるかを中心に各班で議論し、発

表してもらいたい。

(班ごとの議論)

C班まとめ

○ C班委員

- ・ 基本理念・基本原則は前文と関係付けていかなければならない。
- ・ 前文については各地区の名所を全部入れていってはとても前文になりえない。かといって、まったくないと住民が共通の価値観を持つことができない。
- ・ これから住民がどう参画していくかが大きな問題。そのためには住民の自主性と主体性をもった考え方が大切で、それを確立していくことが不可欠。
- ・ 住民が一気にそれを確立することは困難なので、まず最小単位として自治会が参画していくことに注目してはどうか。そこで地域主権や住民協働ということについて議論されていくべき。
- ・ 自治会も従来の形態と変わってきていて、例えば従前の農家の地域にサラリーマンが入っていくとそこでも課題が出てくる。
- ・ 個人が自主性・主体性を発揮できるようになって、自治会として集結していくのが妥当ではないか。
- ・ 住民が主体になるには「人権尊重」、「自然との共生」、「情報共有」が大きな3つの要素ではないか。
- ・ 旧栃木市、旧大平町ともに内容は良いのだが、法律的な言回しが気になる。住民の心に取り込めるようなわかりやすい表現に努めるべき。
- ・ 提案として、住民と自治会がどういう関係、あるいはそれぞれがどういう風に成長していかなければならないのかを各班で議論してもらえたらいいと思う。

D班まとめ

○ D班委員

- ・ 文章を単純に簡単にすると言うわけではなく、わかりやすいものにしなければならない。勉強してからでないとうからないというものはいけない。
- ・ 条項、条文について旧栃木市、旧大平町ともに多くのものを盛り込んであるが、果たしてそれが全部必要かどうかの議論をしたのか。何でも入れてしまうのではなく、基本的なものを作って後から盛り込んで

いくという形でもよかったのではないか。

- ・ 自治基本条例があまり知られていないのは周知があまりうまくいって
いなかったからではないか。その点を反省して周知の方法を考える必要
がある。
- ・ 前文については地域の特色について有名人や観光資源など固有名詞を
入れることに固執する必要はないのではないか。
- ・ 旧栃木市、旧大平町の自治基本条例をベースにするとすると、必然的
に全部の要素を盛り込んだものになっていくと思われるが、逆に削る
努力、短くする努力も必要なのではないか。

E班まとめ

○ E班班長

- ・ 前文については新栃木市の地理や地域の特性や、栃木県名の発祥の地
であることを明記したほうがいいのではないか。歴史的人物について
は載せることに賛否両方の意見があった。基本的人権は明記したほう
がよい。
- ・ 目的については旧栃木市、旧大平町の両方をうまく合わせるといいの
ではないか。
- ・ 位置づけについては最高規範であり、この条例に基づいて市政を運営
するという点について異論はなかった。
- ・ 旧栃木市の条例にある「従う」という表現と、旧大平町の条例の「遵
守する」という表現では同じような使い方ではあるものの、旧大平町
のほうがいいのではないか。
- ・ 用語の定義については、現状のままでよいのではないか。旧栃木市の
条例の「市」という表現を「栃木市」としたほうがよいのではないか。
- ・ 基本理念・基本原則については、理念と原則を分ける必要があるのか。
合わせられるところは合わせていったほうがよい。中身については栃
木の基本理念・基本原則、大平の基本原則を入れていけばよいと思う。

F班まとめ

○ F班班長

- ・ 前文については、各地域の厳選した固有名詞を入れてほしい。巴波川、
例幣使街道は栃木市を貫いているので是非固有名詞として前文に入れ
てもらいたい。1市3町の特性は厳選して入れるべきではないか。
- ・ 目的については旧栃木市、旧大平町の条例の両論併記でまとめていけ
ばよい。

- ・ 位置づけについては最高法規であるという点について、旧栃木市は具体的な規定で位置づけているのに対し、旧大平町は最高規範性という性質を理念という形で述べているが、まとめる段階でまとめることはできると思われる。
- ・ 用語の定義について議論があったが、執行機関については地方自治法に基づけばよいのではないかと確認がなされた。自治会運営は自治の基本であるということから、市民＝自治会会員であるという結論に至った。
- ・ 理念・原則については、「自然との共生」は大切な物であるから取り入れてほしいというのが総意。

A班まとめ

○ A班班長

- ・ 新生栃木市では合併時の新市まちづくり計画の中に「それぞれに生み出す流れが大河を創り、悠久の流れが未来を築く新生・栃木市」という言葉が掲げられている。これを前文に入れてはどうか。
- ・ 基本的人権が尊重されて、住みよいまちづくりが行われる。栃木市に住んでよかったと思えるような条文であってほしい。
- ・ 旧大平町の条文はソフトで、旧栃木市の条文はハードな気がするが、基本的に述べられていることは大きくは違っていないと感じた。

B班まとめ

○ B班班長

- ・ 用語の定義について、あまりなじみのない協働について市民に知ってもらうためにも、一般の人でもわかる言葉で定義するとよい。市民という言葉については旧栃木市の定義が望ましいのではないと思われるが、法律的な表現ではなく市民がわかりやすい言葉を入れたほうがよい。言葉遣いはやさしく。
- ・ 基本理念・基本原則については、旧栃木市の第4条の条文については捉え方を悪用される恐れがあるのではという意見と、私たちの意見を取り入れている文章であるという意見があった。旧栃木市も旧大平町も同じようなことをいっているので、内容はどちらでもよいが、旧大平町のほうが読みやすい。
- ・ 3つのポイントは「人権尊重」、「参画」、「情報共有」を入れてもらいたい。「平等」という言葉も入ってくるといい。効率性という言葉も重要ではないか。市民に任せきってしまうのではなく、共に進めていく

という文章があるとよいのではないか。

委員長まとめ

○ 委員長

- ・ 各班とも、簡潔によくまとまっていて、かつ特徴・個性がある。この特徴・個性を大切にしたい。
- ・ 委員長としての誘導はするが、基本的に各班の自治に任せようと思う。自治ということは自由だが、責任が伴う。
- ・ 今の段階では各班ごとの議論を尊重して進めたいと思うが、これが続けられるかはわからない。これから色々な意見を出してもらい、いったん事務局で集約し、たたき台を用意する。たたき台を用意した後の後半の議論は、最終的には意見を集約しなければならないので、班を少なくするか、全体で議論する形で会議を進めざるを得ないと思う。
- ・ 当面、ひととおり条文を議論する間は各班の進め方を尊重したい。

(2) その他

○ 委員

- ・ 1市3町が合併するに当たり、各市町の既存の条例はどうなったのか。旧3町の条例が全て破棄されて旧栃木市の条例が採用されているのか。

○ 事務局

- ・ 今回の合併は新設合併なので、旧1市3町の条例は3月28日を持って全て失効した。そして3月29日に改めて新生栃木市として条例を制定した。内容については合併協議の中で色々な協議をし条文を1つ1つ作り上げた。
- ・ 旧栃木市をベースにしたとは限らず、条例ごとに旧栃木市をベースにしたり、旧大平町をベースにしたりと様々である。

○ 委員長

- ・ 議論を進めていくと個別条例との関係を整理していかなければならないかもしれないので、こういった条例があるか条例名の一覧を用意してほしい。
- ・ 技術的な条例はいいとしても、政策条例に関してはこういった条例があるか共有しておく必要があるかもしれない。

○委員

- ・ 新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）でも前文や基本理念・原則のようなものが謳われているが、それとの位置づけはどうなっているのか。

○委員長

- ・ 一般的には自治基本条例と総合計画の関係では、最高法規である自治基本条例に基づいて、総合計画が策定される。条例の中の前文、基本理念・原則でまちづくりが謳われ、同じく基本計画の中でもまちづくりが謳われる場合は齟齬（食い違い）がないように整理をする必要がある。
- ・ 条例には規範力（守らなくてはならないという性質）があるので、自治基本条例の前文や基本理念・原則にはそういった要素を盛り込む。計画は基本的に行政の指針になるようなものなので、そこで市民の責務などを謳うのは難しい。
- ・ 条例と計画の性格の違いについて留意して考えていく必要がある。

○委員

- ・ 市民という言葉が繰り返されている中で、市民の位置づけの中に自治会を考えてもらいたい。
- ・ 自治会の加入率が低下している。その点についても重きを置いて考えてもらいたい。

○委員長

- ・ 自治会については各班で色々な議論がされているが、自治会の加入率の低下する中でそのあり方が問われている。
- ・ 自治会を条例の中で位置づけていくことも重要になってくるが、そうであれば自治会のあり方もきちんと見直していくことが必要になっていく。
- ・ 個人的な意見だが、自治会は法律的にあいまいなところがあるので、それをきちんと位置づけていく必要がある。また自治会自体がきちんと運営されていく仕組みを考えていかなければならなくなっていくのではないか。

終了